

医療渡航フォーラム 会員規則

制定 2021 年 4 月 1 日

改定 2021 年 10 月 20 日

改定 2024 年 2 月 5 日

改定 2025 年 4 月 1 日

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN（以下 MEJ）は、「医療渡航フォーラム」を設置・運営する。そのための会員規則を下記のとおり定める。

（名称）

第 1 条 本活動は、「医療渡航フォーラム」と称し、英語表記は「Medical Travel Forum（略称：MTF）」とする。

（目的）

第 2 条 本活動は日本への医療インバウンドの健全な発展の推進を目的とし、下記のとおり基本方針を定める。

（１） 本会員規則に賛同する医療渡航支援企業が、医療機関と連携するための場を整備する。

ここでいう医療渡航支援企業とは、認証医療渡航支援企業（以下AMTAC）の認証企業、同準認証企業、およびその他の本活動に参加する医療渡航支援企業を指す（以下「会員」という）。また医療機関とは、MEJフォーラム会員、Japan International Hospitals（以下JIH）推奨病院、JIHと連携する海外の医療機関を指す。

（２） 医療渡航受診者保護と医療機関の適切な受入支援を実現することにより医療渡航推進の一端を担う。

（活動内容）

第 3 条 会員は、第 2 条に定める目的を達成するため、医療渡航に関係する以下の活動を行う。

（１） コンプライアンスガイドラインの策定および順守

- (2) 医療渡航支援企業の業務品質向上のための課題検討
- (3) 医療インバウンドを取り巻く環境整備・課題解決のための提言
- (4) 国内医療機関・海外医療機関・海外医療エージェンシーとの連携
- (5) 医療インバウンドの調査活動及び報告
- (6) MEJ 医療連携プラットフォームが行う諸活動への参画
- (7) 上記に関連する勉強会・報告会の実施

(行動規範)

第4条 本活動の行動規範を下記のように定め、会員は医療に関わる業務の重大性を認識し、以下に定める行動規範を理解し順守する。

- (1) 医療渡航に関連する法規を順守し、且つ信義誠実の原則に則る。
- (2) 医療渡航受診者の人権・情報を保護し、資産を適切に取り扱う。
- (3) 医療渡航受診者の受け入れを行う医療機関及びその医療機関が所在する地域医療の状況を理解し、その公共性と公益性及び健全な運営に貢献する。
- (4) モラル・コンプライアンス、透明性、事業継続性を担保し、安心・安全・高品質な支援サービスの提供に努める。
- (5) 上記(1)から(4)を踏まえ別途定めるコンプライアンスガイドラインに基づく行動規範を順守する。

(会員)

第5条 本活動は、AMTAC認証企業、同準認証企業に加え、第2条の目的、第4条の行動規範を理解・賛同する医療渡航支援企業・個人を会員とする。会員の種別および年会費は附則に定める。

- 2. 会員の種別の新設、廃止は、MEJ の代表理事の決裁による。
- 3. 本活動の会員は、MEJ の定款に定める正会員、賛助会員、特別会員とは性質を異にし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とはならない。
- 4. 会員を、身元保証機関である企業をカテゴリー1（略称：C-1）、身元保証機関以外の企業をカテゴリー2（略称：C-2）とする。尚、C-2 会員は、身元保証機関への登録を目指すとともに、本活動はその支援を行うこととする。

(入会手続き)

第6条 本活動に入会しようとする者は、所定の様式の入会申請書、行動規範を遵守する旨の誓約宣誓書を MEJ に提出し、MEJ の代表理事の決裁を得なければならない。

(事業年度)

第7条 本活動の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(入会金および年会費)

第8条 会員は、入会時に、別に定める入会金を納入しなければならない。

2. 会員は、毎年、別に定める年会費を5月末日までに納入しなければならない。
3. 本活動が開催する特別なプログラム等の参加費として、年会費以外に実費を徴収することができる。

(中途入会の入会金と年会費)

第9条 事業年度の中途に入会した場合も、別に定める入会金を必要とする。

2. 事業年度の中途に入会した会員が納入すべき当該事業年度の年会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は半額とする。
3. 前項の年会費の納入は、MEJの代表理事から入会の承認の通知を受けた日から30日以内に行うものとする。

(退会・除名)

第10条 会員資格は自動的に1年間更新される。但し、所定の様式の退会届を退会の1か月以上前に提出することにより、任意に退会することができる。除名の場合は、その事由とともに会員名を公表できるものとする。

2. MEJ は、会員が次の何れかに該当するに至ったときは、代表理事の決議により当該会員を指導および除名することができる。

- (1) 第4条に定める行動規範および別途定めるコンプライアンスガイドラインに違反した事実が認められるとき
- (2) 本規則に違反した事実が認められるとき

(3) 本活動の名誉を傷つけ、または目的・行動規範に反する行為をした事実が認められるとき

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

3. MEJ は、会員が次の何れかに該当するに至ったときは、代表理事の決議により当該会員は会員資格を喪失したものとする。

(1) 年会費等の支払義務を2か月以上履行しなかったとき

(2) 当該会員の団体が解散し、または破産したとき

4. 会員が退会・除名となっても、既に納入した年会費その他の拠出金品は返還しない。

(暴力団関与の属性要件に基づく除名)

第11条 MEJ は、会員が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、除名することができる。

2. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

3. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(会員名簿)

第12条 MEJ は、会員から提出された情報を元に、会員の名称、法人代表者名、役職名、所在地、本活動に対する代表者および窓口担当の氏名、役職名、住所、電話番号、電子メールアドレスを記載した会員名簿を作成し、本活動の事務局に備え置くものとする。

2. 会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した団体の窓口担当の電子メールアドレスに行うものとする。
3. 会員は、会員名簿に記載する事項に変更があった場合は、所定の様式の変更申請書を本会に遅滞なく提出しなければならない。

(事務局)

第13条 本活動の事務局機能は、MEJ事務局が担う。

(活動規則の改廃)

第14条 本会員規則の改廃は、MEJの代表理事の決裁による。

(その他)

第15条 本会員規則に定めるほか、本活動に必要な事項は、MEJの代表理事の承認を得て、MEJ事務局が定める。

(附則)

1. 本活動規則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
2. 会員の種別および入会金・年会費は、以下の通りとする。

会員種別	入会金	年会費
会員（医療渡航支援企業）	10 万円	10 万円
賛助会員（医療通訳者などの個人）	-	2 万円

※MEJ の正会員（企業会員）においては入会金・年会費は免除とする。

※AMTAC 企業においては入会金免除、年会費は 2 万円する。

(変更履歴)

2021 年 4 月 1 日 制定

2021 年 10 月 20 日 改定

2024 年 2 月 5 日 改定

2025 年 11 月 18 日 改定